

国立国語研究所学術情報リポジトリ

Criticism of Japanese modern text

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石井, 久雄, ISII, Hisao メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00001110

本文批判

石井久雄

要旨：本文批判は基本的には古代語文献に関するものであるが、現代語についても必要であることを示唆し、あわせて、「本文」の概念の現代における成長を指摘する。

(1) 古代語文献の本文批判は、池田亀鑑の業績によって期を画されている。それ以前の本文は、校訂者の主観的な改訂をとまって提示されるのがつねであったが、それ以後は、文献学の成果にもとづき、良質な翻刻および校訂本文が提示されてきている。

(2) 現代語文献の本文批判は、古代語のそれとことなるところがある。すなわち、現代語文献には一般に異文が存在せず、存在したとしても、それぞれに価値をもった決定本文でありうる。

(3) 現代語文献の本文批判について、3例。第1、その用法はしられていて、それゆえ解説に困難はないが、来歴に不明がある、そのような漢字をふくむもの。第2、その語の発生期にあたっていて、語形が確立していない、そのような語をふくむもの。第3、現代語文献としてはまれな異文をもち、それがあって誤植を確認できる、そのような誤植をふくむもの。

キーワード：本文批判；現代語文献批判；本文概念の成長；『土佐日記』

Abstract : This paper suggests that the textual criticism, though, deals basically with the classical texts, it is required for the modern texts also. At the same time, it points out the growth of the notion 'text' or 'original' in recent years.

(1) The principle of the criticism of Japanese classical text was established in 1941. Till then, the revisers were apt to emend the texts on the basis of their subjective view, however since then, the good quality reprints and the critical editions on the modern philology have come into existence.

(2) The criticism of the modern texts is different from that of the classical texts. The modern texts, generally, have no variant, and if any, the variants take on their respective importance, i. e., any variant can act as the original.

(3) Three instances of the criticism of Japanese modern text. The first contains the Kanji of unknown origin, though its usage and interpretation is known. The second contains the word being in its earliest stage with shape yet to stabilize. And the last contains the misprint, that is difficult to detect without the existing rare variant.

Key words : textual criticism ; criticism of modern text ; growth of the notion 'text' ; TOSANIKKI

本文批判 (textual criticism, Textkritik, critique textuelle) は、原典批判などともいわれ、一般には、古代語文献に関する概念であろう。しかしながら、その作業は現代語文献についても必要であって、その實際を例示することが本稿の目的である。すなわち、国立国語研究所報告89『雑誌用語の変遷』(1987年5月30日、秀英出版発行)に調査対象とした雑誌『中央公論』の本文について、その批判の一例を記録しておくこととする。そうして、ついであるから、そのまくらとして、明治以降、本文というものがどのようなものとして理解されてきたか、古代語文献の活字翻刻の一例をとおしうかがっておく。

なお、もとより、現代語あるいは現代文芸などを研究するについて、本文批判がなされていないというようなことをいうつもりはない。語彙調査における語形決定・同語異語判別あるいは文芸作品全集の編集における本文校定などは、やはり本文批判である。ここにしろそうとするのは、語彙調査のための本文批判のうち、所与の本文の文字をあらためるかいないか、という問題に関係するものである。本文が活字で印刷されているならば、その誤植かいないかを判断するものであるとってよく、ただし、その判断に多少の作業を必要としたものを、しろすこととする。

本稿にのべることがらは、つぎのふたつの文部省科学研究費補助金の交付をうけた研究で、基礎作業としておこなったものである。

昭和52—53年度一般研究 (B) 雑誌用語の変遷に関する研究

(研究代表者 宮島達夫)

昭和60年度一般研究 (C) 古代 (的) 言語表現の享受と創造——現代日本語における

(研究代表者 石井久雄)

なお、国語調査委員会『漢字要覧』(1908年)の記事を引用したところがあるが、その記事の所在は、高梨信博氏の教示による。しろして謝意を表す次第である。

(1) 古代語文献に対する本文の概念の成長

日本における本文批判あるいは文献学は、江戸時代の国学からの伝統をもつといってもよい。あるいは、有史以来の伝統をもつとみえをきってもよい。その伝統のうえに、近代西洋の理論体系としての文献学を摂取し、池田亀鑑『古典の批判的処置に関する研究』（1941年、岩波書店）は、日本の文献学に期を画することとなった。そのように学問体系が確立する一方で、しかしながら、たとえば、古典文芸を活字に翻刻して普及させようとするときなど、本文というものは、どのように了解されていたか。

つぎは、『古典の批判的処置に…』の著者の校訂になる、岩波文庫『土佐日記』（1930年、岩波書店）の、凡例の一条である。岩波文庫『土佐日記』の本文は、藤原定家本を底本とする。

校訂にあたりては、明かに定家の誤写と思はるゝものの外、みだりに私意を加へて改むることをせず。出来得るかぎり、原文を忠実にうつさむことに努めたり。但し仮名遣はこれを統一し、句点を施し、仮名には多く漢字をあて、一般読書の便を計りたり。しかれども、漢字をあつる際には、原本の仮名を右傍にとどめて、その面目を示したり。（p. 3）

この校訂の時点では、土佐日記青谿書屋本はいまだ出現していなかったとおぼしく、校訂者に『古典の批判的処置に…』の構想もなかったことであろう。この凡例はおおむねつぎの3条からなり、第1と第3とはかさなるところがあるが、その2者と第2とが同時に成立していることは、注意しておいてよい。

- 1 あきらかに誤写とおもわれるものはあらためる。
- 2 原本を忠実にうつす。
- 3 仮名遣を統一し、句点をほどこし、仮名におおく漢字をあてる。

この凡例による実際は、つぎのごとくである。ひだりに、土佐日記定家本の、現在一般にいわれる‘原本の忠実な翻刻’を、みぎに岩波文庫『土佐日記』を、あげる。定家本は、便宜、古典文庫『土佐日記』（下掲）の写真により、ここではその改行にしたがって改行する。「／」は、翻刻における段落

の始終をしめす。

をとこもすといふ日記といふ物
をむなもして心みむとてする
なりそれのとしはすのはつか
あまりひとひの日のいぬの時に
かとしてそのよしいさゝかに物
にかきつくある人あかたのよと
せいつとせはてゝれいのことゝも
みなしをへてけゆなとゝりてすむ
たちよりいてゝ舟にのるへき
所へわたるかれこれしるしらぬ
をくりすとしころよくみへつる
人へなむわかかれかたく思ひてし
きりにとかくしつゝのゝしるう
ちに夜ふけぬ

／男もすといふ日記といふ物
を、女もして心みむとてする
なり。／それの年、十二月の二十日
あまりひとひの日のいぬの時に
門出す。その由いさゝかに物
に書きつく。／或人、県の四年
五年はてて、例の事共
皆し了へて、解由などとりて住む
館より出でて、舟に乗るべき
所へわたる。かれこれ知る知らぬ
送りす。年来よくみえつる
人々なむ、別れ難く思ひて、頻
にとかくしつゝ、のゝしるう
ちに夜更けぬ。／

『土佐日記』は、『古典の批判的処置に…』の成果をえたためか、古典文芸の諸作品のうちにあっては、諸本を翻刻で紹介するときに、今日的な意味において原本の忠実にうつされることが、おおいようにもおもわれる。それでも、古典文芸の代表の一として普及がはかられるときには、歴史的仮名遣いでとおされるようなことも、すくなくない。つぎに、『古典の批判的処置に…』の刊行をはさむ前後の、『土佐日記』を称する書いくつかについて、その本文呈示に関する凡例、および本文の冒頭にちかい一節を、ならべてみる。本文の引用にあたっては、振り仮名の一部および降り漢字の全部を省略する。「…」は引用を省略した部分である。

武笠三 有朋堂文庫『平安朝日記集』（1913年、有朋堂書店）

（凡例らしいも／ある人、県の四年五年はてて、例の事ども皆しをへ
のなし。）て、解由など取りて、すむ館より出でて、舟に乗るべき
所へわたる。これかれ、知る知らず、おくりす。年

比よく具しつる人々なむ、わかれ難く思ひて、其日、
頻にとかくしつゝのゝしるうちに、夜更けぬ。／

植松安ほか 校註日本文学大系『第三卷』（1925年、国民図書）

（凡例らしいも
のなし。）

／或人、^{あがた} 県の四年五年果てて、^{れい} 例の事ども皆しをへて、^げ 解由など取りて、^{たち} 住む館より出でて、舟に乗るべき所へ渡る。かれこれ、知る知らぬ、送りす。^{としごろ} 年頃見え具しつる人々なむ、別れ難く思ひて、^{しき} 頻りにとかくしつゝ罵るうちに、夜更けぬ。／

正宗敦夫 日本古典全集『土佐日記 蜻蛉日記 更級日記』（1928年、刊行会）

（凡例らしいも
のなし。）

／或人、^{あがた} 県の四年五年果てて、^{しを} 例の事ども皆為終へて、^げ 解由など取りて、^{たち} 住む館より出でて、舟に乗るべき所へ渡る。彼れ此れ、知る知らぬ、送りす。年頃よく具しつる人人なん別れ難く思ひて、^{しき} 頻りにとかくしつゝ^{のし} 喧騒の中に夜更けぬ。／

山田孝雄 『土左日記』（1943年、宝文館）

本書は…三条西伯爵家本を
底本とし、それに…定家自
筆本、…宗綱本を主とし
て、その他の本をも参照校
訂して正しと信ずるものを
とれるなり。而してその校
訂の事情は上欄に要を摘み
て掲げたり。

ある人、あがたのよとせ、いつとせはて
ゝ、れいのことどもみなしをへて、げゆな
どとりて、すむたちよりいでゝ、ふねにの
るべきところへわたる。かれ、これ、しる、
しらぬ、おくりす。としごろよく具しつる
ひとへなんわかれがたくおもひて日しき
りにとかくしつゝのゝしるうちに夜ふけ
ぬ。／

鈴木知太郎・松尾聡 古典文庫『土左日記』（1949年、古典文庫）

本文は底本のまを忠実に活字にうつ
すことに努めた。したがつて、文字遣
ひも底本のまを嚴重に守り、漢字を

あるひと、あがたのよとせいつ
とせはてゝ、れいのことどもみ
なしをへて、げゆなどゝりて、

仮名に、仮名を漢字に改める等のことは全くしなかつた。仮名遣ひの誤りと思はれるものも、勿論そのままにしておいた。但し、通読の便宜を考へて、本文には元來施されてゐない濁点、句読点を加へ、また会話や引用の語句などは「」をもつて囲むこととした。

すむたちよりいでゝ、ふねにのるべきところへわたる。かれこれ、しるしらぬ、おくりす。としごろよくくらべつるひとへなんわかれがたくおもひて、日しきりにとかくしつゝ、のゝしるうちによふけぬ。／

萩谷朴 日本古典全書『土佐日記』（1950年、朝日新聞社）

なほ、本全書の性質に鑑み、それぞれの本文は、底本の形に固執せず、客観的な合理的批判の許す範囲に於て、私に改訂を加へ、講読に便にした。また、底本の仮名には、達意の為に適宜漢字を宛て、仮名遣ひを歴史的仮名遣ひに訂し、闕字を補ひ、通読に便利なやうに句読点・鈎点・濁点を付け、漢字には読み仮名を振り、重点や畳点はなるべく用ゐない方針とした。

／ある人、^{あがた} 県の^{よとせいつとせ}四年五年はてて、例のことどもみなしをへて、^{げゆ} 解由などとりて、^{たち} 住む館よりいでて、舟にのるべきところへわたる。かれこれ、知る知らぬ送りす。年ごろよく比べつる人々なん、別れがたくおもひて、日しきりに、とかくしつづののしるうちに、^よ 夜ふけぬ。／

小西甚一 『土佐日記評解』（1951年、有精堂）

本文は、私がいちばん貫之自筆本に近いと考へる形に従つた。特定の底本は無い。…或る特定の本文を忠実に翻印することは、著者自筆本の原形が判らない作品においては穏当な態度であるが、貫之自筆本の姿が想定できるのに、しひて或る本に忠実である必要はない。（漢字・濁点・句読点の使用などの方針があげてあるが、引用を省略する。）

／ある人、^{あがた} 県の^{よとせいつとせ}四年五年果てて、^い 例の事ども皆しをへて、^{げゆ} 解由など取りて、^す 住む館より出でて、^{ふね} 船に乗るべき所へわたる。かれこれ、^し 知る識らぬ、^{おくり} 送りす。年来よく儔べつる人々なむ、別れがたく思ひて、^ひ 日しきりにとかくしつづ、^{うち} のしる中に^よ 夜ふけぬ。／

鈴木知太郎ほか 日本古典文学大系『土佐日記 かげろふ日記 和泉式部日記 更級日記』（1957年、岩波書店）

（凡例の当面関係する一 条は、本文校訂の方針を ふくんで‘底本を忠実に うつす’範をしめすが、 本稿の1 ページを優にこ える量であるため、引用 を省略する。）	／あるひと、あがたのよとせいつとせはてて、 れいのことどもみなしをへて、げゆなどとり て、すむたちよりいでて、ふねにのるべきと ころへわたる。かれこれ、しるしらぬ、おく りす。としごろよくくらべつるひとへなん、 わかれがたくおもひて、日しきりにとかくし つゝ、のゝしるうちによふけぬ。／
---	--

萩谷朴 日本古典評釈・全注釈叢書『土佐日記全注釈』（1967年、角川書店）

さて、本書においては、底本として用いた 青谿書屋本の本文を、漢字仮名の区別はそ のままに表記したが、…本文誤謬や仮名遣 いの誤り…は、他系統の証本との異文統合 の結果、主として系統別多数決の原則に従 い、更に本文解釈上の合理的な判断を加え て、私に校訂した。（記号の使用の原則が のべてあるが、引用を省略する。）ただし、 重点・置点・底本の誤謬本文・仮名遣いの 誤り等は、それぞれ該当本文の右旁に底本 の原形を並記して、校訂の責任を明らかに した。	／あるひと、あがたのよと せいつとせはてて、れいの ことどもみなしをへて、げ ゆなどとりて、すむたちよ りいでて、ふねにのるべき ところへわたる。かれこれ、 しるしらぬ、おくりす。と しごろ、よくくらべつるひ とびとなむ、わかれがたく おもひて、日しきりに、と かくしつづののしるうちに、 よふけぬ。／
---	--

松村誠一ほか 日本古典文学全集『土佐日記 蜻蛉日記』（1973年、小学館）

底本の本文を改めたばあいには、「校訂付記」にその箇所を明示した。本文は、読解の便宜の	／^{ある}或人、^{あがた}県の^{よとせいつとせ}四年五年はてて、例のこ とどもみなし終へて、^{げゆ}解由など取りて、 ^{たち}住む館より出でて、船に乗るべき所へ
---	--

ために、次のような操作を行な った。(仮名遣いの統一、漢字 ・記号の使用などの方針がのべ てあるが、引用を省略する。)	渡る。かれこれ、知る知らぬ、送りす。 年ごろ、よく比べつる人々なむ、別れ 難く思ひて、日しきりに、とかくしつ つののしるうちに、夜ふけぬ。／
--	---

鈴木知太郎 岩波文庫『土左日記』(1979年、岩波書店)

本書は、…青谿書屋本を もって底本とした。底本 の本文を写すに当って は、閲読の便を考えて次 のような方法を講じた。 (引用を省略する。)	／ある人、^{ひと}県の^{あがた}四年五年はてゝ、^{よとせいつとせ}例の事ども みなしをへて、^{げゆ}解由などとりて、^{たち}すむ館より 出でゝ、^{ふね}船にのるべきところへ^{わた}渡る。かれこ れ、知る知らぬ、送りす。^{としごろ}年来よくくらべつ る人々なむ、^{わか}別れがたく^{おも}思ひて、日しきりに とかくしつゝ、^{のゝし}喧るうちに^よ夜ふけぬ。／
--	--

ここにつらねたものの底本が、おおく青谿書屋本であることは、察せられ
るであろうが、念のため、句読点等をまじえないその翻刻を、『古典の批判的
処置に…』の影印にもとづいてしめす。改行は底本による。

あるひとあかたのよとせいつとせはてゝ
れいのことゝもみなしをへてけゆな
とゝりてすむたちよりいてゝふねに
のるへきところへわたるかれこれ
しるしらぬおくりすところよく
くらへつるひとゝなむわかれかたく
おもひて日しきりにとかくしつゝ
のゝしるうちによふけぬ

一例をあげたのみでまとめようとしては、結論をいそいだ主観とのそしり
をまぬかれまいが、うえを、時間的な展開をおってあえてまとめるならば、
つぎのごとくである。すなわち、その (1)―(5)は、かならずしもこの順序に
はならないであろう。しかも、(5)は、いまだ異端であるようにみえる。

(1)「(みだりに)私意をくわえてあらためた」(池田)本文が、めずらし
くなく流布していた。私意による改訂というのは、別の表現をするならば、

「底本のかたち」に固執せず、客観的な合理的批判のゆるす範囲において、わたくしに改訂をくわえる」（萩谷）ということの、その「客観・合理」が主観的に信じられてしかいないものともいいうる。

(2) ‘原本を忠実にうつした’本文があらわれるが、それは、もと、私意による改訂をおこなっていないという趣旨であった。あきらかな誤写はあらためた(池田)。この本文は、いわば、底本に密着しつつ呈示される、原作者のものとして想定された本文である。

(3) ‘底本を忠実に翻刻した’本文があらわれる。この本文においては、誤写の訂正といったことはなされず、「文字づかいも底本のまゝを厳重にまもる」（鈴木・松尾）のがむしろのぞまれるところである。

(4) 批判をへた本文の普及がはかられ、読書の便宜のために漢字・歴史的仮名遣い・句読点などが導入される。

(5) 原作者の本文が想定できるばあいには、呈示する本文は、「特定の底本によらず、」「しいてある本に忠実である必要はない、」（小西）という方針がありうる。

『古典の批判的処置に…』は、(3)の本文を翻刻でなく底本の写真で提供したものであるが、それによって、‘底本を忠実に翻刻する’ことが研究上重要であることを、一般に認識させたといつてよいかもしれない。

本文の批判が当然のこととして行われている現在では、(2)のような本文の提供とほとんど並行して、あるいは『古典の批判的処置に…』や『源氏物語大成』やにならう校本の公刊をへずに、ただちに、最善本を底本として採用しつつ、(4)の本文の普及がはかられることがある。中野幸一ほか日本古典文学全集『和泉式部日記 紫式部日記 更級日記 讃岐典侍日記』（1971年、小学館）の紫式部日記が、それである。その底本となった黒川真道旧蔵宮内庁書陵部現蔵本は、宮崎莊平「黒川家旧蔵本『紫日記』について」（1967年、『文学』35—11）による発見の報告がその4年まえ、秋山虔『紫日記黒川本』（1970年、笠間書院）による影印が1年まえにしかすぎなかった。

土佐日記にうえに対したようにあとをおってみることは、もはややしないが、

代表的な例をいまひとつにかぎってあげよとならば、池田亀鑑『源氏物語大成』（1953-56年、中央公論社）を『古典の批判的処置に…』と同様の転回点とする源氏物語が、もっとも適切であろう。ただ、『源氏物語大成』校異篇の底本の地位をしめる青表紙本系統飛鳥井雅康筆写本も、源氏物語原本のすがたとおくへだたっていると、たれもうたがっていないことは、土佐日記のばあいと対照的である。しかし、『源氏物語大成』以後今日にいたる30年の源氏物語研究が、ほとんど青表紙本研究のかたちをとって展開してきたということも、たれもいなむまい。

以上のような議論を、平安文芸をめぐるおこなうのは、ある意味でアンフェアでもある。研究と普及とが江戸時代から相応にゆきとどいているといってもよい分野であるからである。研究もさほど進展していない、普及も容易にははかりえない、そういう分野では、‘底本を忠実に翻刻した’本文のみがすべてであることもある。もとより、平安文芸にしても、たとえば池田亀鑑にとっては、実に不安定なものであったかもしれない。室町文芸で池田のような役割をはたしたのは、笹野堅であろうか。その『室町時代短編集』（1935年、栗田書店）『幸若舞曲集』（1943年、第一書房）などは、厳密な翻刻の範とされ、横山重・松本隆信『室町時代物語大成第三』（1975年、角川書店）をして、

笹野氏の集が出た後、太田武夫氏と横山は、おなじ原本について、笹野氏の翻刻の文章と校合して、その正確な作業に敬服した。（p. 267）

といわしめている。「笹野氏の集」は『室町時代短編集』であり、「笹野氏の翻刻の文章」は同書に翻刻収録されたものである。同様の賛辞は、『室町時代物語大成』編者にそのまま向けられてよいものでもある。

江戸文芸は、本文批判すなわち初版整板本の発見といったおもむきがある。頼原退蔵・暁峻康隆・野間光辰『定本西鶴全集』（1949—75年、明治書院）の翻刻本文は、佐藤喜代治「西鶴の小説における用字についての試論」（1963年、『日本文学史の研究』、1966年、明治書院）をうみだし、山沢英雄岩波文庫『俳風柳多留』（1950—56年、岩波書店）の翻刻本文は、山田俊雄「近

代・現代の文字」(中田祝夫『講座国語史 音韻史・文字史』, 1972年, 大修館書店)をうみだした。

(2) ‘現代語文献学’へ

本文批判の対象となりうる本文の概念の確立が、あたらしいことであるとうえの節は、いってみたままでのことである。その本文を翻刻によって提供するにせよ写真によって提供するにせよ、校正・印刷の技術がともなわないことには、いかんともなしがたい。校正・印刷の技術の確立も、実はやはりあたらしいであろうということは、現代語文献の本文批判をめぐる節をあらためてのべるところでしられるであろう。この節では、古代語文献の本文批判と現代語文献の本文批判とが同一でありうるか、もし同一でないならば、現代語文献の本文批判がどのように構想されるか、ということにふれる。

現代語に関する文献学を確立させようと提唱する意見が、ある。南不二男「現代の文献学」(1985年、『言語生活』405)は、

現代語についても、過去の資料を対象とした文献学のような批判的研究が必要であると思う。

ということを結論として、特に現代標準日本語の研究に対し、つぎのようなことを提案する。

資料が言語事実をどのように反映しているか、どれほど信頼できるか、ということに、敏感でなければならない。

音声言語の視覚記号化テキストの作成に、分析者自身があたかなければならない。

音声言語にかかわることは、ここで議論している文献資料の本文批判の問題とは、へだたるが、資料の信頼性が問題の基本であるということにおいて、認識をおなじくする。たとえば、‘されてある’のような表現が現代標準語で妥当であるかいなかという議論がなされ、文芸作品や新聞・雑誌の文章における出現例が相当量用意されるが、その出現例について、その文芸作家なり記事執筆者なりの言語がうたがいがなく標準語であるのか、文章として公表

されていることによって標準語であるとしてよいのか、あるいは標準語の概念を変更する必要があるのか、といったことについては、議論されていないようにみえる。標準語のばあいには、おそらくそのネイティブスピーカがいなくてあろうだけに、議論が複雑になるはずである。

ただし、南にとっては、当の資料の信頼性がひくいばあいには、別の資料にかえるという発想がつよいかもしれない。当の資料に信頼をおくことができないならば、目的のために別に資料をもとめる、ということが容易であるならば、それは現代語のつよみである。本稿での議論の方向は、むしろ、ひとつの作品とみとめられる範囲のうちにあって信頼性を確保していく方法にかかわろうとする。しばっていうならば、以下は、異文の処理に主としてかわるものである。

現代語文献の本文批判が、古代語文献の本文批判と同一でないとして、それは、まず、むしろ、批判のしかたがことなるというよりも、批判らしい批判が成立するかいなかという点においてであるかもしれない。すなわち、現代語文献の本文は、一般に異文が存在しない。かりに異文が存在するとしても、古代語文献の本文批判とはことなり、われわれの知識によってわりあいに単純に処理できることがおおい。いわゆる誤植はその極端に位置しうるのであり、われわれは、その誤植の訂正された本文を現実にはもたなくとも、妥当な本文を想定して、たとえば引用することがある。古代語文献の本文批判では、所与の本文をあやまりとするのは、相当のてつづきをへたのちの、最後の処理である。

しかしながら、文芸作品などでは、初出の雑誌・新聞などのものと、それをまとめた単行本のものと、のちに全集などにはいったものと、それぞれにことなることがある。その異文のあいだのどれを‘決定本文’とするかは、観点によってかわりうるであろう。異文相互のあいだに、そのようないわば相対性があるということは、現代語文献の本文批判の特徴であるかもしれない。ただし、たとえば、古今和歌集の成立の諸段階が諸伝本に反映しているという、久曾神昇『古今和歌集成立論』（1960—61年、風間書房）のしめし

た仮設は、いまここにいう異文の相対性をのべているごとくでもある。芭蕉のひとつの俳句に彫琢のあとがみられるというのも、同様であろう。

本文を合理的に理解することができないときに、異文があるならば、その異文が相応の役割りををはたすということは、古代語文獻の解釈でよくしられるところである。現代語文獻では、そのようなことはほとんどないであろうが、そのまれな一例を、雑誌『中央公論』の調査からのちにしめすこととする。ここでは、異文があったが、解釈にどのようにいかしてよいのかわからない例を、おなじ調査から、ひとつしるしておく。つぎは、1916年4月号創作 p.159 の近松秋江の小説「葛城太夫」の一節である。

着物は下が紅入夕染に上が二枚白味の勝つた綸子形の羽二重の三枚襲ねに、源氏車に青柳を繡ひとつた^{かうとう}高尚な黒襦子の前帯を胸一杯に大きく結んで、白羽二重の襦袢の襟裏を紅く返して、それに緋と銀とで有職風の簾垂れ模様を脊一面に刺繡した衿裾を被ると、白襟の片方のへ紅裏を返してゐなかつたなら、太夫といふよりは歌舞伎芝居のお姫様といひたいやうな上品な姿に出来あがつた。

この一節は、『明治大正文学全集 近松秋江 宇野浩二』（1929年、春陽堂）では、つぎのようである。同一本文は、「…」で省略する。

着物は緋縮緬の下着に上が二枚黒縮緬の三枚襲ねに、…、白羽二重に金糸の繡をした襦袢の…、…刺繡した水色襦子の衿裾を被ると、白襟の片方さへ紅裏を返してゐなかつたなら太夫といふよりは…。 (p.121)

全体としてどのようなことをいっているのか、和服にうといのでわからないが、『中央公論』の「白襟の片方のへ」が「白襟の片方さへ」によってただされたことは、了解できる。しかし、もっとも理解しがたい「下が紅入夕染に」は、「緋縮緬の下着に」とあらためられ、「紅入夕染」がどのようなものであるのか、「緋縮緬」のことであるのか、わからないままとまっている。調査での抽出部分は「着物は」から「銀とで」までであり、報告『雑誌用語の変遷』では、「紅入夕染」は、かりに「べにいりゆうぞめ」として、単年度語彙表1916年にあがっている (p.306)。なお、「高尚」も理解しがたかつ

たものであり、報告『雑誌用語の変遷』語彙表注記複年度語彙表‘高等’の項目（p.325）を参照されたい。

（3）雑誌『中央公論』調査の本文批判から

雑誌『中央公論』の語彙調査において、多少の作業を必要とした本文批判の例を、あげることとする。単純に誤植とかんがえたもののうちにも、あるいは無批判にすませたもののうちにも、実は問題があるかもしれない。誤植であろうとおもいつつも、本文をあらためるにいたらなかった例として、報告『雑誌用語の変遷』語彙表注記単年度語彙表1906年‘墨置（すみおき）’の項目（p.329）を参照されたい。

ここにのべることもは、はじさらしをいささかもでないものでもあろう。しかしながら、教員のすべてが昭和生まれとなった大学もあるという、よのながれのなかで、今後も多分にありうることと、ひらきなおみつ。

（3－1）‘銭’のばあい

標本として抽出したものは、つぎの図版のみぎうえ「寺田露伴著」以下の4行であり、問題は、その第3・4行「実価金七十五銭郵税八銭」の、いま‘銭’と翻刻した部分である。『中央公論』1906年2月号の広告ページである。「実価」は、‘定価’とまぎれやすいが、みぎした広告と対比し、また当時の他の書籍の広告と対比して、確実である。同様に、ひだりふたつの広告と対比し、また他の書籍の広告と対比して、問題の文字が‘銭’であることも、確実である。ひだりふたつの広告では、問題の文字に金偏があるのである。以下、印刷の便宜のために、問題の字体を「草」とあらわすこととする。さて、問題が問題であるのは、‘銭’の文字にその字体「草」が存在したか、ということである。さらに一段しぼるならば、‘𠂔’の草書として問題の字体をみとめることもでき、‘𠂔’と‘銭’とが通用したか、あるいは「草」が‘銭’の一字体でありえたか、ということである。もとより、この広告によってその字体が存存したと主張することもできるが、ここでの段階では、



それはいわば
トートロジー
である。文脈
を無視するな
らば、くだん
の字体はむし
ろ‘歩’と理
解されてもよ
いところであ
る。

この問題は、
実は、表面的
な結論のみな
らば、容易に
解決する。児
玉幸多『くず
し字解説 辞
典』（1970年、
近藤出版社）
にある、した
のような記載
が、その結論

である。この結論が表面的であるというのは、うえにいった問題、すなわち、
‘𦵏’と‘錢’とがどのように関係したか、その関係のもとで「草」がどの
ように‘錢’と関係したか、それについては、しられないからであ
る。そうして、節用集などには、この関係をあきらかにするいとぐ
ちを、いまだみだしてないのである。

要するに、ここにかきとどめられるような内容を、いまもちあわ

おのれ
錢𦵏

せていないのであるが、明治大正ころの資料で関係するものを、ひとつ引用しておくこととする。国語調査委員会『漢字要覧』（1908年、国定教科書共同販売所）の「漢字ノ変遷及ビ字体」の章に、したのようにある（pp. 23—27）。注記の「物の数量を記するときにかぎって」ということは、注意しておいてよいかもしれない。‘錢’を貨幣単位として使用することは、中国においてなく、日本のことのようにであり、『宋元以来俗字譜』や『干祿字書』やに問題の解決をもとめてもむなししいことが、いわれているようなものである。陸軍幼年学校『用字便覧全』（1914年、改訂1938年）の「漢字ノ正体ト別体」の部にも、

上列ノ文字ハ、正シキ系統アルモノ、又ハ多少原形ト異ナレドモ、普通ニ正字ト認メラルルモノヲ挙グ。成ルベク此ノ列ノ文字ヲ記憶スベシ。

下列ノ文字ハ、即チ別体ニシテ、多クハ俗字ナリ。（所謂略字モ、実ハ

右ハ正體ト別體トヲ比較スルニ、正體ノ方、字畫卻ツテ簡易ナルモノナレバ、正體ヲ用キルコト便利ナルベシ。	美 正 體 別 體 正 體 別 體	第二 左ノ如キ文字ハ、上段ニ舉ゲタル正體ヲ用キルベシ。 （略）	厘 四 𢆶 𠄎 𢆶 𠄎	右ハ別體ト正體トハ、元來別種ノ文字ニテ、關係ナキモノナレドモ、通用ノ廣ク且久シキモノナレバ、之ヲ用キルモ妨ナシ。	亂 別 體 正 體 別 體 正 體	第一 左ノ如キ文字ハ、上段ニ舉ゲタル別體ヲ用キルモ妨ナシ。 （略） アリ。故ニ今通行文字ノ主要ナル楷書ノ字體ニ就キテ統一ヲ害セザル限リニ於テ、成ルベク字畫簡易ニシテ寫錄ニ便ナルモノヲ取ルノ方針ニヨリ、之ヲ二類トシ、正體ト別體トニ區別シテ取捨ノ標準ヲ示スコト左ノ如シ。

として、『漢字要覧』とおなじい関係がかかげられている (p. 350)。ただし、数量をあらわすばあいのみというごとき注記は、みられない。以上のふたつの書も、しるすところは、「銭」のこのいわば略字体のつくりであり、「草」ではない。

いま問題にしている「草」のことは、あたりまえのこととしてしているひともおおかりうが、今日の実生活にすでにきえた貨幣単位にかかわり、わたくしごとき無知もあるものと、しるしとどめたまでである。報告『雑誌用語の変遷』では、単年度語彙表1906年に‘七十五銭’として、また複年度語彙表に‘八銭’として、それぞれあがっている。(p. 268, p. 226)

(3-2) ‘違憲法審査権’のばあい

採集された問題の部分は、みぎの文章の第2行「違憲法審査権を」である。今日いうところの‘違憲立法審査権’であることは、意味上あきらかであり、かつ、第3行以下は標本として抽出されなかったが、その第4行‘違憲立法審査権’および第5行‘違憲立法審査権’によってもあきらかである。『中央公論』1926年11月号公論 p. 6, 高柳賢三の論文「プラグマティズムの法律理論」のものである。論文はアメリカ合衆国の法律・法律理論の貢献を指摘するものであって、みぎの部分は「司法権優越の理論」と題する節の冒頭であり、このあと16行にわたって節が展開されるが、その16行で問題に関係する3箇所いずれも‘違憲立法審査権’である。

みぎの第4行‘違憲立法審査権’は、本文の校正が

成文憲法主義を採用したる國家に於て、成文憲法の條項に違反する法律は有効であるかどうか？裁判所は憲法に違反するの理由に依て法律の適用を拒否するものが出来るか？換言すれば裁判所は違憲法案を有するものであるかと云ふ問題がある。此の問題に就て從來歐洲諸國の成文憲法主義の下に在りては、大體に於て、憲法に違反する法律や亦法律たるの効力を有するものである、裁判所には違憲立法審査権はないのであるとせられて居つた。然るにアメリカに於ては一八〇三年マリーベリー對マデソン事件に於る聯邦裁判所判事マシーシャルの判決以來、違憲立法審査権は米國憲政の根本原理として確立せらるゝに至つた。此の原則は十八世紀の歐米の思想界を風靡した自然法條約の觀念、歐洲大陸に行は

さしてきびしくないことを、端的にものがたっているであろう。そうして、その伝でかんがえるならば、問題の‘違憲法審査権’も、やはり、脱字がそのままにのこったとして処置することができ、おそらくその処置はあやまっていな。それにもかかわらず、くだんの‘違憲法審査権’を‘違憲立法審査権’にただちにあらためがたいことに、ひとつの理由がある。

すなわち、この‘違憲立法審査権’という法律用語がどのように誕生し成育したか、つまびらかにできていないのである。江橋崇「《研究報告》司法権理論の日本の特質——戦前期の違憲審査制理論を手懸りに——」（1984年、『公法研究』46）は、明治初頭以来第二次世界大戦までの日本では、そもそも司法権の地位がひくくとどまり、憲法を解釈する権利が立法府・行政府のものとして理論づけられていた、と指摘する。憲法にてらしての審査という観念も、今日に比して、希薄であったことになるかもしれない。‘違憲立法審査権’の語は、末広敏太郎・田中耕太郎『法律学辞典』（1934-37年、岩波書店）には、みることができない。同様の語に‘法令審査権’があり、それならば「憲法裁判」の項目にみることができる。我妻栄ほか『岩波法律学小辞典』（1937年、岩波書店）は、‘違憲立法審査権’の語をみせないことは同様であるが、‘(裁判所の)法令審査権’については立項していて、それによって当時の法律的状况もしられるから、ここにそれを引用する。

法令の効力を審査する権限。法令の形式的瑕疵の有無を審査し、その形式において欠缺ある場合はそれを適用せぬ権限を形式的審査権といひ、その実質的瑕疵の有無を審査し、その内容が上級の（即ちより強い形式的効力をもつ）法令に抵触する場合はそれを適用せぬ権限を実質的審査権といふ。わが司法裁判所及び行政裁判所が法令の形式的審査権をもつことは学説・判例共に一般に承認してゐるが、実質的審査権については争がある。判例は命令についてはこれを認めてゐるが、法令についてはこれを認めぬ。

今日の‘違憲立法審査権’の語に、日本国憲法第81条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するか

しないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

がふかくかかわっていることは、まちがいなからう。しかも、その日本国憲法の制定にさきんじて‘違憲立法審査権’の語がひろく使用されていたのもないであろう、あるいはその今日的な概念が定着していたのもないであろう、ということである。

日本国憲法制定にさきんじて‘違憲立法審査権’をとりあげた辞典としては、いまのところ、『大辞典』（1934-36年、平凡社）の「違憲立法審査権」の項目をみいだしている。

裁判所が憲法条項に違反する法律を審査するの権。世界大戦後特に重大なる論題となり、チェコスロヴァキヤ、オーストリアにては既に認めらる。

典拠についてはしるすところがない。ここの「世界大戦」が第一次世界大戦をさしていることは、いうまでもない。違憲立法審査には、アメリカ・日本のように司法裁判所が担当するもののほかに、憲法裁判所が設置されて担当するものがあるが、『大辞典』は後者についてのべているようである。ところで、うえの江橋論文は、違憲立法審査権を追求した理論もあることを指摘し、それを代表するとして高柳の業績をあげる。高柳の最初の業績は、「米国憲政に於ける司法権の優越を論ず」（1921年、『法学協会雑誌』39—1）であるというから、いま問題としている高柳論文は、それをうけているであろうが、その‘違憲立法審査権’の語の用例は、やはり、ふるいもののひとつにかぞえておいてよいであろう。そのような、くだんの語の誕生にちかひころに、それにまがうようなかたちの語も、あるいはもちいられたことがあったかもしれない。問題の「違憲法審査権を」の第3字を衍としたばあいの‘違憲審査権’は、実際のふるい使用例は未調査ながら現実にあろうるかたちであり、現に江橋論文がその語をもちいている。そうした懸念のゆえに、「違憲法審査権を」が‘違憲立法審査権’のあやまりであると、きめつけかねるのである。

報告『雑誌用語の変遷』では、単年度語彙表1926年に、脱字のうたがいを

のこしたまま‘違憲法審査権’としてあがっている（p.238, なお語彙表注記単年度語彙表1926年‘違憲法審査権’ p.335参照）。ここまでのてつづきは、古代語文献の本文批判における孤例の処理のしかたに、にているかもしれない。

なお、‘違憲立法審査権’および‘法令審査権’の語の現状については、国立国語研究所報告81『高校教科書の語彙調査Ⅱ』（1984年、秀英出版。調査対象は1974年度使用教科書）および同91『中学校教科書の語彙調査Ⅱ』（1987年、秀英出版。調査対象は1980年度使用教科書）により、つぎの頻度を示ることができる。

『高校教科書の語彙調査Ⅱ』『中学校教科書の語彙調査Ⅱ』		
‘違憲立法審査権’	4	3
‘法令審査権’	0	1

‘司法審査権’といった語も最近はもちいられるようであるが、そのようなものは語彙調査にみいだされていない。すでにみたように、日本国憲法第81条の条文中に‘違憲立法審査権’ないし‘法令審査権’の語があらわれるわけではない。『六法全書』と題する書でも、索引では‘違憲立法審査権’‘法令審査権’の双方をあげて、そのどちらからでも憲法第81条をひきだすことができるようにしているようである。

（3—3）‘寺院化する’のばあい

標本として採集したものの中に、つぎの〔2〕のカコミのうちの第4行「寺院化する」がある。『中央公論』1976年4月号 p.395, 丹羽文雄の連載小説「蓮如」のものである。おそらく組版をそのままにつかった同文章が、翌月号 p.421にも掲載され、‘寺院化する’も当然にみえている。しかし、名詞あるいは動詞‘寺院（化（する））’は、他の例をすることができない。実はそれが‘寺院化する’の誤りであるということが、ふたつのことから確実になる。

現代語の本文批判が、古代語文献の本文批判における異文をもたないこと

〈今月から読まれる方に〉親鸞は最後まで法然を師と仰ぎ、門徒にもその信徒を見習わせた。法然は親鸞とその弟子にとって開基であった。しかし、親鸞の曾孫覚如は、浄土諸派の中から浄土真宗の名の下に親鸞を独立させ、本願寺を寺院化することによって教団の統合を図ったが、地方教団は大谷廟所から遠ざかり、関東には高田専信寺派が進出した。覚如以後、善如、練如、巧如、存如、の時代は本願寺の不振の時代といわれ本願寺は近江や北国の門徒が頼りであった。蓮如は六代目留守職・存如の長子である。蓮如にとって勉学の対象は親鸞であった。親鸞の教義を正しくうけつぎ多くの人びとに伝えることが自分のつとめである。青年蓮如は自覚した。宝暦元年、三十五歳の蓮如は越前・加賀の門徒を訪れ、次いで関東に向った。

〈今月から読まれる方に〉親鸞は最後まで法然を師と仰ぎ、門徒にもその信徒を見習わせた。法然は親鸞とその弟子にとって開基であった。しかし、親鸞の曾孫覚如は、浄土諸派の中から浄土真宗の名の下に親鸞を独立させ、本願寺を寺院化することによって教団の統合を図った。しかし地方教団はかえって大谷廟所から遠ざかり、関東には高田専信寺派が進出した。覚如以後、善如、練如、巧如、存如、の時代は本願寺の不振の時代といわれ本願寺は近江や北国の門徒が頼りであった。蓮如は六代目留守職・存如の長子である。蓮如にとって勉学の対象は親鸞であった。親鸞の教義を正しくうけつぎ多くの人びとに伝えることが自分のつとめである。青年蓮如は自覚した。宝暦二年（一四四二）、二十七歳の蓮如は覚悟した。

〈今月から読まれる方に〉親鸞は最後まで法然を師と仰ぎ、門徒にもその信徒を見習わせた。法然は親鸞とその弟子にとって開基であった。しかし、親鸞の曾孫覚如は、浄土諸派の中から浄土真宗の名の下に親鸞を独立させ、本願寺を寺院化することによって教団の統合を図った。しかし地方教団はかえって大谷廟所から遠ざかり、関東には高田専信寺派が進出した。覚如以後、善如、練如、巧如、存如、の時代は本願寺の不振の時代といわれ本願寺は近江や北国の門徒が頼りであった。蓮如は六代目留守職・存如の長子である。蓮如にとって勉学の対象は親鸞であった。親鸞の教義を正しくうけつぎ多くの人びとに伝えることが自分のつとめである。青年蓮如は自覚した。永享三年（一四三一）、十七歳となった蓮如は青蓮院で剃髪受戒、諱を兼如、法名を蓮如と称した。

〔1〕 (2・) 3月号 〔2〕 4 (・5) 月号 〔3〕 6月号

は、すでにふれたごとくであるが、この例は、異文の対校による本文決定にちかいかとおもわれる。

‘寺院化する’が‘寸院化する’の誤りであることをうらづける、第1のことからは、前あるいは後の号のおなじカコミを対比することによって、えられる。うえにかかげたカコミの〔1〕は3月号 p.389, 〔3〕は6月号p.397のものである。なお、2月号のカコミは3月号〔1〕とまったくおなじく、また、1月号のものは、組版がちがうが、3・2月号〔1〕と同文章である。さて、問題の4・5月号〔2〕の‘寸院化する’に対応する(1・)2・3・6月号〔1〕〔3〕の部分は、‘寺院化する’である。〔1〕から〔2〕へは、おわりの3行と問題の部分の1字とのみについて、版が組み替えられ、〔2〕から〔3〕へは、版があらたに組み直されたと、みえる。漢字‘寺’と‘寸’とは、草書においてちかく、漢字‘時’の草書の傍において、その‘寺’は

‘寸’とまぎれる。そこで、ひとつの推測をすることができる。すなわち、〔1〕から〔2〕への版の組み替えで、特に‘寺’が‘寸’にわざわざあらためられたのは、原稿におけるそのような字形のなせるわざであろう。しかし、そのあらためかたは、ただしくなかった。それであるから、〔2〕から〔3〕への組み直してただされたのである、と。

‘寺院化する’が‘寺院化する’の誤りであるといいうる、第2のことは、くだんのカコミの部分に要約された、もとの本文によって、えられる。たとえば、つぎのような一節がある。ここでは、小説完結後に中公文庫で刊行されたもの（1985年、中央公論社）による。

専修寺の額は撤回しなければならなかったが、寺院化の野望は、覚如の胸の中で膨れ上るばかりであった。覚如は、阿弥陀如来の立像を安置しようと思案した。門弟の意向を質したところ、言い合わせたように反対であった。

「大谷御影堂は、門弟の親鸞聖人に対する追慕の対象である。寺院とすることを考えるから、本尊の問題が起る。大谷廟所は、御影堂だけでよいのだ。御影堂は、それ以上であってはいけないし、それ以下であってもいけないのだ」
(二) p.136)

大谷御影堂に専修寺の寺号をさだめたが、比叡山が‘専修’の語を不当であると抗議してきたことを、うけた条である。のち、本願寺と称することになる。このような本文によって、問題のカコミの部分は、むしろ‘寺院化する’が適当であるとかんがえられることになる。‘寸院（化（する））’の語は、もとより本文にみいだされない。

ところで、‘寺院化（する）’の語も、‘寸院化（する）’の語とともに、国語辞典などには立項されていない。しかしながら、‘寸院’の語がしられず、したがって‘寸院化’の語の理解も困難であるのに対して、‘寺院’の語はしられるところであり、‘寺院化（する）’の語も、うえの本文などにてらして、容易に理解することができる。ただし、‘寺院化（する）’というのは、文脈をしらないときには、理解しにくいところがあるであろう。ここに話題

となっている、大谷御影堂が本願寺となるばあいとか、あるいは、かつての源融・藤原道長の山荘を藤原頼通がうけついで平等院としたとか、足利義満の山荘北山殿を足利義持が鹿苑寺としたとかのような、いささか特別な事情のもとでしか、寺院‘化’ということがかんがえられず、寺院一般にほとんど無縁であるからである。また、カコミにおける文脈も、理解をそこねる要素をもっている。「本願寺を寺院化する」という表現が、あたかも「湯を沸かす」のように、‘寺院化する’の結果を‘本願寺を’としてあらわしている、と理解するのは、容易でない。「大谷御影堂を寺院化する」という表現であったならば、理解は多少なりと容易になっていたであろう。以上のような理解のしにくさが、‘寺院化する’の表現をうみだすことにかかわっていたとおもわれる。

報告『雑誌用語の変遷』では、単年度語彙表1976年に、‘寺院化する’としてあがっている (p.267)。

引用文献

- 秋山虔『紫日記黒川本』(1970年、笠間書院)
池田亀鑑『土佐日記』(1930年、岩波書店岩波文庫)
池田亀鑑『古典の批判的処置に関する研究』(1941年、岩波書店)
池田亀鑑『源氏物語大成』(1953—56年、中央公論社)
植松安ほか『校註日本文学大系第三巻』(1925年、国民図書)
江橋崇「《研究報告》司法権理論の日本の特質——戦前期の違憲審査制理論を手懸りに——」(1982年、『公法研究』46)
額原退蔵・暉峻康隆・野間光辰『定本西鶴全集』(1949—75年、明治書院)
久曾神昇『古今和歌集成立論』(1960—61年、風間書房)
国語調査委員会『漢字要覧』(1908年、国定教科書共同販売所)
国立国語研究所報告81『高校教科書の語彙調査Ⅱ』(1984年、秀英出版)
国立国語研究所報告89『雑誌用語の変遷』(1987年、秀英出版)
国立国語研究所報告91『中学校教科書の語彙調査Ⅱ』(1987年、秀英出版)
児玉幸多『くずし字解説辞典』(1970年、近藤出版社)
小西甚一『土佐日記評解』(1951年、有精堂)
笹野堅『室町時代短編集』(1935年、栗田書店)
笹野堅『幸若舞曲集』(1943年、第一書房)

佐藤喜代治「西鶴の小説における用字についての試論」（1963年、『日本文学史の研究』、1966年、明治書院）

末広厳太郎・田中耕太郎『法律学辞典』（1934-37年、岩波書店）

鈴木知太郎・松尾聡『土左日記』（1949年、古典文庫）

鈴木知太郎ほか『土左日記 かげろふ日記 和泉式部日記 更級日記』（1957年、岩波書店日本古典文学大系）

鈴木知太郎『土左日記』（1979年、岩波書店岩波文庫）

中野幸一ほか『和泉式部日記 紫式部日記 更級日記 讃岐典侍日記』（1971年、小学館日本古典文学全集）

丹羽文雄『蓮如』（1985年、中央公論社中公文庫）

萩谷朴『土佐日記』（1950年、朝日新聞社日本古典全書）

萩谷朴『土佐日記全注釈』（1967年、角川書店日本古典評釈・全注釈叢書）

正宗敦夫『土佐日記 蜻蛉日記 更級日記』（1928年、日本古典全集）

松村誠一ほか『土佐日記 蜻蛉日記』（1973年、小学館日本古典文学全集）

南不二男「現代の文献学」（1985年、『言語生活』405）

宮崎荘平「黒川家旧蔵本『紫日記』について」（1967年、『文学』35—11）

武笠三『平安朝日記集』（1913年、有朋堂書店有朋堂文庫）

山沢英雄『俳風柳多留』（1950—56年、岩波書店岩波文庫）

山田俊雄「近代・現代の文字」（中田祝夫『講座国語史 音韻史・文字史』、1972年、大修館書店）

山田孝雄『土左日記』（1943年、宝文館）

横山重・松本隆信『室町時代物語大成第三』（1975年、角川書店）

陸軍幼年学校『用字便覧全』（1914年、改訂1938年、陸軍幼年学校）

我妻栄ほか『岩波法律学小辞典』（1937年、岩波書店）

『大辞典』（1934-36年、平凡社）

『中央公論』（1906—76年、中央公論社）

『明治大正文学全集 近松秋江 宇野浩二』（1929年、春陽堂）